



杉戸町出産子育て応援事業のご案内

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援のひとつとして、「身近で」「顔を合わせて」「町ぐるみで」相談をする伴走型相談支援が開始されます。また、伴走型相談支援の一体的経済支援として、出産・子育て応援給付金を支給します。

対象者 杉戸町に住民票がある方

令和4年4月1日以降に出産された産婦、令和4年4月1日以降に妊娠届を出した妊婦



事業内容

妊娠届出時

- ・子育て世代包括支援センターでマタニティライフプランを作成します
- ・出産応援給付金申請書配布（妊婦一人につき5万円）

※妊婦さんご本人が来所し、印鑑、通帳（妊婦名義）、マイナンバーカードがあればその場でも申請できます。マイナポータルでの公金受け取りもできます（口座登録している方のみ）。

妊娠 34 週頃

- ・「もしもレプレママさんお元気ですか？」子育て世代包括支援センターからお電話します。ご希望の方は「顔を合わせて」お話しできます。

※ご連絡がとれなかった場合はアンケートを郵送しますのでご返送をお願いします。

赤ちゃん訪問時

- ・アンケートを記入
- ・子育て応援給付金申請書配布（対象児一人につき5万円）

※印鑑、ご本人確認書類の写し、通帳等の写し（産婦名義）があれば申請書類をお預かりします。マイナポータルでの公金受け取りもできます（口座登録している方のみ）。

お問い合わせ先

杉戸町子育て世代包括支援センター（杉戸町保健センター内） 0480-31-0066

杉戸町保健センター 0480-34-1188





よくあるお問い合わせ



Q 妊娠届は夫が出しました。出産応援給付金はもらえないのですか？

A 妊婦さんと「顔をあわせて」お話しすることが給付要件になります。つわりが重いなどのやむをえない事情のある方は、ご相談ください。

Q 申請期限はありますか？

A 出産応援給付金は対象のお子様が生ずるまでですが、早産などの場合はご相談ください。子育て応援給付金は生後4か月までになります。海外で出産された場合などは帰国後3か月以内なら申請できますがお子様が3歳になると申請できません。出産後に帰国された場合も養育されている方と「顔を合わせて」お話しすることが給付要件です。



Q 家の事情で赤ちゃん訪問は辞退します。子育て応援給付金はもらえないのですか？

A 産婦さんと「顔を合わせて」お話しし、アンケートをご記入いただくことが給付要件になります。保健センターに来所いただき「顔をあわせて」お話ししアンケートにご記入いただければ給付できます。給付金の申請は生後4か月までですが、早期にお話しができるようにご来所は3~4か月児健診より前をお願いします。里帰り出産などで長期不在の場合はご相談ください。

Q 給付金の振り込みはいつごろになりますか？

A 申請を受理してから1~2か月後になります。口座名義が変更されると振り込みができませんのでご注意ください。申請書に不備があると振り込みが遅くなることがあります。

Q 出産・子育て応援ギフト（給付金）はクーポンと聞きました。なぜ、クーポンではなく現金なのですか？

A クーポンの場合、使用範囲が限られるため、希望する出産用品や子育て用品の購入、サービスに利用できないことがあります。それぞれのご家庭にあった商品の購入やサービスの利用にご活用ください。出産・子育て応援給付金の趣旨をご理解いただき、ご活用いただければと思います。なお、杉戸町では下記のような子育て支援を実施しておりますので給付金をご活用ください。

杉戸町の子育て支援（自己負担のあるもの） 産後ケア（訪問型・宿泊型）・一時保育・ファミリーサポート・病後児保育

